

新旧対照表

(別紙2)

【大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて】

(平成18年1月27日財関第94号)

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて</p> <p>標記のことについて、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」(平成18年1月27日政令第13号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととし、平成18年1月27日より実施することとしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。</p> <p>記</p> <p>(課税物件の品目分類)</p> <p>1 令第1条第1項第1号及び第2号((課税物件))に掲げるダイナミックランダムアクセスメモリー及びダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュール(以下「DRAM等」という。)の品目分類の取扱いは、それぞれ次による。</p> <p>ダイナミックランダムアクセスメモリーは、「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」(昭和62年6月大蔵省告示第94号)(以下単に「告示」という。)に規定する輸入統計品目表の8542.32-011又は8542.32-021に該当する品目に分類される。</p> <p>ダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュールは、告示に規定する輸入統計品目表の8473.30-011に該当する品目に分類される。</p> <p>(前工程が行われた国を証する書類等の提出等)</p> <p>2 DRAM等に係る輸入申告(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第67条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸入申告(法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告に係る貨物にあっては、当該特例申告。以下同じ。)をいう。)がされた場合には、当該DRAM等若しくはそれらの包装容器等の表面に記載された製造者名若しくは国名等(以下この</p>	<p>大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて</p> <p>標記のことについて、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」(平成18年1月27日政令第13号。以下「令」という。)の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととし、平成18年1月27日より実施することとしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。</p> <p>記</p> <p>(課税物件の品目分類)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(前工程が行われた国を証する書類等の提出等)</p> <p>2 DRAM等に係る輸入申告(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第67条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸入申告(法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告に係る<u>同条第1項に規定する</u>指定貨物にあっては、当該特例申告。以下同じ。)をいう。)がされた場合には、当該DRAM等若しくはそれらの包装容器等の表面に記載された製造者</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項において「貨物への記載内容」という。)又は当該申告に際して提出された仕入書等の記載内容及び令第3条((提出書類))に規定する「前工程が行われた国を証する書類」又は「生産者の作成した当該貨物の生産を証する書類」その他の書類(例えば、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、製造工程表、カタログ等の書類又はその写し)に基づき、当該DRAM等に係る前工程が行われた国及び当該前工程を行った者についての確認を行う。</p>	<p>名若しくは国名等(以下この項において「貨物への記載内容」という。)又は当該申告に際して提出された仕入書等の記載内容及び令第3条((提出書類))に規定する「前工程が行われた国を証する書類」又は「生産者の作成した当該貨物の生産を証する書類」その他の書類(例えば、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、製造工程表、カタログ等の書類又はその写し)に基づき、当該DRAM等に係る前工程が行われた国及び当該前工程を行った者についての確認を行う。</p>
<p>ただし、貨物への記載内容又は仕入書等の記載内容から、当該DRAM等が令第1条第1項に規定する者によって韓国国内で前工程が行われたものでないことが明らかな場合は、令第3条に規定する書類の提出を省略させることとして差し支えない。</p>	<p>ただし、貨物への記載内容又は仕入書等の記載内容から、当該DRAM等が令第1条第1項に規定する者によって韓国国内で前工程が行われたものでないことが明らかな場合は、令第3条に規定する書類の提出を省略させることとして差し支えない。</p>
<p>(少額貨物に係る品目分類)</p> <p>3 特定貨物に該当するDRAM等については、関税法基本通達67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)に規定する取扱いによることは<u>できないこと</u>に留意する。</p>	<p>(少額貨物に係る品目分類)</p> <p>3 特定貨物に該当するDRAM等については、関税法基本通達67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)に規定する取扱いによることは<u>できない。</u></p>
<p>(相殺関税が課される特定貨物の納税申告の方法)</p> <p>4 特定貨物に該当するDRAM等に係る法第7条第1項((申告))の規定による申告については、次により行わせるものとする。</p>	<p>(相殺関税が課される特定貨物の納税申告の方法)</p> <p>4 特定貨物に該当するDRAM等に係る法第7条第1項((申告))の規定による申告については、「輸入(納税)申告書」(C-5020)(法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告に係る指定貨物にあっては、同条第1項に規定する特例申告書)の2欄を使用して、次により行わせるものとする。</p>
<p>一般関税(令第4条に規定する一般税率による関税をいう。以下同じ。)に係る申告事項は関税に関する欄に、相殺関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載させる。</p>	<p>一般関税(令第4条に規定する一般税率による関税をいう。以下同じ。)に係る申告事項は<u>1欄目</u>の関税に関する欄に、相殺関税に関する申告事項は<u>1欄目</u>の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は<u>1欄目</u>の内国消費税等に関する欄の下欄に、地方消費税に係る申告事項は<u>2欄目</u>の白抜き部分に×印を記入させたうえで<u>同欄の内国消費税等に関する欄の上欄</u>に、それぞれ記載させる。</p> <p>~ (同左)</p>
<p>一般関税に関する「税率」欄には一般関税の税率を記載させ、当該関税の区分に従って、適宜「基」又は「協」のいずれかの下の枠内に×印</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を記載させる。</p> <p>相殺関税に関する申告事項の記載要領については、次による。</p> <p>イ 「酒□石□消□地□□□」の欄中</p> <p>「地□」の次に</p> <p>「CD□」と記載させる</p> <p>なお、「CD」は、相殺関税を表すものとする。</p> <p>□ 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位を記載させる。</p> <p>ハ 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載させる。</p> <p>ニ 「内国消費税等課税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格(CIF)を邦価で記載させる。</p> <p>ホ 「種別等・税率」欄には、適用する相殺関税の税率を記載させる。</p> <p>ヘ 「内国消費税等税額」欄には、相殺関税額を邦価で円単位まで記載させる。</p> <p>ト 「税額合計」欄には、「関税」の欄中「関税」を「一般関税」に訂正し、一般関税額(合計額の100円未満は切り捨て)を記載させる。 また、2欄目の右欄にCD税と記載し、左欄に相殺関税額(合計額の100円未満は切り捨て)を記載させる。</p> <p>納付すべき一般関税及び相殺関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>イ 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」を「一般関税」に訂正し、一般関税に係る延長する税額を記載させる。また、「税」欄には「CD」と記載させ、相殺関税CDに係る延長する税額を記載させる。</p> <p>□ 「延長しない税額」欄には、一般関税額及び相殺関税額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載させる。</p> <p>航空貨物通関情報処理システム若しくは海上貨物通関情報処理シス</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>テム又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」若しくは「海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」又は「税関手続申請システム（CuPES）事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。</p> <p>（税額の計算方法）</p> <p>5 相殺関税が課される場合における税額の計算方法は、次の例のとおりとなるので留意する。（輸入統計品目表の品目：ダイナミックランダムアクセスメモリー（法の別表第8542.32号に掲げる集積回路、モス型、実装してあるかないかを問わない。）の例）</p>	<p>（税額の計算方法）</p> <p>5 相殺関税が課される場合における税額の計算方法は、次の例のとおりとなるので留意する。（輸入統計品目表の品目：ダイナミックランダムアクセスメモリー（法の別表第8542.21号に掲げる集積回路、モス型、実装してあるかないかを問わない。）の例）</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(例)</p> <p>一般関税 (CIF 価格) 97,000円 (税率 (協定税率)) Free (無税)</p> <p>$97,000 \times 0 = 0$ (端数処理前) (端数処理後) 0 (納付税額)</p> <p>相殺関税 (CIF 価格) 97,000円 (税率) 9.1%</p> <p>$97,000 \times 0.091 = 8,827$ (端数処理前)</p> <p>8,800 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $97,000 + 0 + 8,800 = 105,800$ (端数処理前) 4% $105,000 \times 0.04 = 4,200$ (端数処理前) (端数処理後) 4,200 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>地方消費税 (税率) 4,200円 25% $4,200 \times 0.25 = 1,050$ (端数処理前) 1,000 (端数処理後) (納付税額)</p>	<p>(例)</p> <p>一般関税 (CIF 価格) 97,000円 (税率 (協定税率)) Free (無税)</p> <p>$97,000 \times 0 = 0$ (端数処理前) (端数処理後) 0 (納付税額)</p> <p>報復関税 (CIF 価格) 97,000円 (税率) 27.2%</p> <p>$97,000 \times 0.272 = 26,384$ (端数処理前)</p> <p>26,300 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $97,000 + 0 + 26,300 = 123,300$ (端数処理前) 4% $123,000 \times 0.04 = 4,920$ (端数処理前) (端数処理後) 4,900 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>地方消費税 (税率) 4,900円 25% $4,900 \times 0.25 = 1,225$ (端数処理前) 1,200 (端数処理後) (納付税額)</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(納付手続等)</p> <p>6 相殺関税の納付手続等については、次による。</p> <p>相殺関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成させる。</p> <p>なお、納付書の各片には、その余白部分に「CD」と朱書きさせ、相殺関税の納付であることを明確にさせる。</p> <p>国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と相殺関税を別々に行うこととする。</p>	<p>(納付手続等)</p> <p>6 (同左)</p>
<p>(免税等)</p> <p>7 一般関税について条約又は定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、相殺関税についても同様に軽減又は免除されることとなるので留意する。</p>	<p>(免税等)</p> <p>7 (同左)</p>
<p>(還付の請求の取扱い)</p> <p>8 令第5条((還付の計算期間等))に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>関税定率法第7条第29項((関税に係る還付請求))の規定に基づく還付の請求(以下「還付請求」という。)は、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課された相殺関税に係る還付請求書」(別紙様式。以下「還付請求書」という。)2通(原本、財務大臣送付用)(計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省計算証明に関する指定について」(平成4年会計検査院訓令4検第412号)第3章第6第1項(2)((国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定))に規定する書類を送付する必要がある場合(同章第6第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。)には、1通を加える。)を税関長に提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>還付請求があった場合には、還付請求書のほか、令第5条に規定する</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>計算期間において、ダイナミックランダムアクセスメモリー等に係る補助金の交付額に関する証拠その他の輸入者が納付した相殺関税の額が当該ダイナミックランダムアクセスメモリー等の現実の補助金の合計額を超える部分（以下「要還付額」という。）があることについての十分な証拠を添付させることとなるので留意する。</p> <p><u>還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。</u></p> <p>イ 受理担当官は、提出された還付請求書及び上記 の添付書類（以下「還付請求書等」という。）の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、当該還付請求書等を受理するものとする。</p> <p>ロ 統括審査官は、受理した還付請求書等を（支署、出張所にあっては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に回送する。</p> <p>ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該回送された還付請求書等について必要な決裁を受けた後、当該還付請求書等1部を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。</p>	